令和８年度岩谷元彰(いわやもとあき)弘前大学育英基金　奨学金給付事業募集要項

(設立趣旨)

岩谷元彰弘前大学育英基金は、弘前大学の前身である官立弘前高等学校を卒業後、東京大学を経て弁護士として昭和 30 年４月から長い間活躍された岩谷元彰氏から、母校弘前大学の学生に対して、育英奨学の一助として欲しいとのご厚志を受け設立された。

もって、有用な人材の育成に寄与することを目的とする。

(内容)

成績優秀でかつ経済的理由により修学が困難な学生に対して、一人 20 万円の奨学金を給付する。

(申請資格)

1. 学部及び大学院の修士又は博士前期課程又は専門職学位課程に在学する学生(非正規生を除く)で年次ごとに相応の修得単位数があり、標準修業年限で卒業が見込まれる者。
   但し、留学による休学期間は修業年限に含めない。
   また、長期履修学生が延長を許可された期間は標準修業年限とみなすものとする。
2. １年次学生は４月に入学した者。
3. 弘前大学における全履修単位の評定値(秀＝4 点、優＝3 点、良＝2 点、可＝1 点、 不可・放棄＝0 点として計算する。)の平均が 2.75 以上の者。
   但し、大学院生は大学院における全履修単位を対象とする。
4. 家計支持者(父母等)の収入・所得額が、日本学生支援機構第一種奨学金基準(学部用)を満たす者。他の奨学金受給に対する給付制限はしない。
5. 過去に、以下に示す募集区分(学部 1～2 年次、学部 3～4 年次、大学院)において、同区分の学年次での採用実績がないこと。

(募集区分及び人数)

1. 学部 1～2 年次(医学科学生は 1～3 年次)　12 名程度
2. 学部 3～4 年次(医学科学生は 4～6 年次)　12 名程度
3. 大学院生　　各研究科から１名



(申請方法)

Forms から申請

https://forms.cloud.microsoft/r/6CjGYJNfnR

Forms への入力は、次ページ以降の

1. 岩谷元彰弘前大学育英基金　奨学金給付事業申請書
2. 岩谷元彰弘前大学育英基金「奨学金給付事業」家計状況確認票
3. 「岩谷元彰弘前大学育英基金　奨学金給付事業家計確認書類」

に記載されている事項についての入力及び必要書類のアップロードが必要です。

(募集締切)

令和８年 10 月 23 日(金)　17:00 厳守

(採用スケジュール)

選考結果通知　令和８年 12 月中旬
奨学金振込　　令和９年　１　月下旬

(選考方法)

・家計支持者(父母等)の収入・所得額が日本学生支援機構第一種奨学金基準(学部用)を満たす者は同等とし、選考を行う。
・学業成績(令和　８　年度前期までの全履修単位の評定値の平均を重視。)及び学部・研究科の推薦により、選考され決定する。
・学生課で扱う他の給付型奨学金受給者については、他の申請者を優先する場合がある。

(その他)

・採用者には後日、奨学金の使途等を記載した報告書を作成していただきます。
(提出期限:令和９年２月３日。詳細は採用者に別途連絡します。)

年　月　日

岩谷元彰弘前大学育英基金　奨学金給付事業　申請書

学　籍　番　号 _____

申　請　者　名 _____

所属学部・研究科　学年 _____

メ ー ル ア ド レ ス _____

連 絡 先（ Ｔ Ｅ Ｌ ） _____

この度、岩谷元彰弘前大学育英基金を受けるため、必要書類を添付のうえ申請いたします。

奨学金を必要とする具体的な理由	
家計基準確認 回答欄	□ ①学部生であり、日本学生支援機構第一種奨学生又は給付奨学生で第Ⅰ～第Ⅳ区分の休・停止中でない者である。 □ ②大学院生であり、令和８年度前期又は後期に授業料免除申請をした。 □ ③①、②に該当しないため、家計状況確認票に回答し、父母等の所得課税証明書等を提出します。

本奨学金の申請に関して収集した個人情報に関しては、学生支援業務のために利用します。法令に定められた例外を除き、利用者の同意なく第三者に提供にすることはありません。

なお、学生等に係る個人情報の取扱いについては「弘前大学における学生等に係る個人情報の取扱いについて」を定め、個人情報を保護しています。

岩谷元彰弘前大学育英基金「奨学金給付事業」 家計状況確認票

学籍番号	氏名

留学生は以下に回答してください。

入国時期

留学生・家計(世帯)状況	
	☐ 日本国内に同一生計の家計支持者はいないため、本人の所得課税証明書を添えて申請します。 両親等からの仕送り額は月(　　)円です。
	☐ 日本国内に同一生計の家計支持者がいるため、本人、家計支持者の所得課税証明書を添えて申請します。 ※以下にも回答が必要です。

日本国内に同一生計の家計支持者がいる留学生、及び家計基準回答欄③に該当する者は以下に回答してください。

家計(世帯)状況								
	就学者以外	続柄	氏名	年齢	職業・勤務先		給与等 収入額	給与等以外 所得額
		父					万円	万円
		母					万円	万円
							万円	万円
							万円	万円
							万円	万円
	就学者(申請者本人を含む)	続柄	氏名	設置区分	学校名	学年	通学区分	
		本人		国・公・私	弘前大学		自宅 ・ 自宅外	
				国・公・私			自宅 ・ 自宅外	
				国・公・私			自宅 ・ 自宅外	
				国・公・私			自宅 ・ 自宅外	
	特別事情	☐ 母子・父子世帯である(死亡 ・ 生別（西暦　　年　月)） ☐ 生計維持者に障害者に該当する者がいる(　人) ☐ 生計維持者は生活保護法の生活扶助の受給が(ある ・ ない)						

所得課税証明書以外に提出する書類はありますか（ はい ・ いいえ ）

別紙

岩谷元彰弘前大学育英基金 奨学金給付事業
家計確認書類

岩谷元彰弘前大学育英基金「奨学金給付事業」に申請する者で、申請書下部の「家計基準確認回答欄」において、

□①学部生であり、日本学生支援機構第一種奨学生又は給付奨学生で第Ⅰ～第Ⅳ区分の休・停止中でない者である。
□②大学院生であり、令和８年度前期又は後期に授業料免除申請をした。

に該当する場合は、**家計確認書類を提出する必要はありません。**

□③①、②に該当しないため、家計状況確認票に回答し、父母等の所得課税証明書等を提出します。

に該当する者は、家計確認書類の提出が必要となります。

＜提出必須書類＞

該当事項	必要書類
収入に関する証明書類	令和８年度所得課税証明書（合計所得金額欄が「*」＜アスタリスク＞のものは未申告のため受付不可） ※無職・無収入（専業主婦含む）の者の分も必要です ※令和８年１月２日以降に入国した留学生は所得課税証明書の取得ができないため提出不要です。

- 原則父母の書類提出が必要です。死別又は離婚により、一方の親と申請者が別生計になっている場合は、同一生計の父又は母のいずれか１名分を提出してください。
- 独立生計者の場合は、本人（及び配偶者）の証明書類が必要となります。下記の要件をすべて満たし、必要書類を提出した場合に独立生計者として認定し審査します。主に大学院の社会人学生を想定しています。
  ①所得税法上、父母等の扶養親族でない者（＝父母の控除対象扶養親族に入っていない者）
  ②父母等とは別居している者
  ③本人（又は配偶者）に生計を維持できるだけの収入があり、その収入について所得課税証明書が発行される者。
  ④本人（又は配偶者）が被保険者となっている健康保険資格確認書又は資格情報のお知らせの写しを提出できる者。
- 日本国内に同一生計の家計支持者がいない外国人留学生は、独立生計者と認定しますので、本人のみの書類を提出してください。
- 留学生以外で生計維持者が海外に居住している場合等、指定年度の所得課税証明書が発行されず提出できない場合は、審査のため、収入に関する下記書類を提出してください。日本語以外の言語の場合は和訳を付してください。
  ①2025年１月～12月の給与明細書、帳簿等
  ②収入がない場合には、2025年１月～12月の間の無収入を証明する書類
  のいずれか。

＜該当者がいる場合に所得課税証明書と併せ提出が必要な書類＞

該当事項	必要書類
生活保護（生活扶助に限る）を受給中	生活保護決定（変更）通知書のコピー
独立生計者（私費留学生を除く）	①父母等の世帯全員の住民票 ②本人（又は配偶者）が被保険者となっていることが確認できる健康保険資格確認書又は資格情報 の両方